

平成25年3月27日

報道関係者 各位

市民生活部長 堀 利久  
(公印省略)

### 第67次警戒区域設定期限の延長について

雲仙・普賢岳の警戒区域につきましては、本年3月31日正午までが期限となっておりますが、現在の警戒区域を1年間延長し、平成26年3月31日正午までといたしましたのでお知らせします。



有明海にひらく湧水あふれる  
火山と歴史の田園都市 島原

担当：生活安全グループ  
交通防災班 伊藤  
電話：0957-63-1111（内線243）  
E-mail：seikatsu@city.shimabara.lg.jp

## 第67次警戒区域設定期限の延長について

来る3月31日、警戒区域の設定期限を迎えるにあたり、雲仙岳の活動状況や今後の対応等について、関係者の方々と協議してまいりました。

噴火活動は停止の状態となってから20年近くが経過し、この間、火山活動は落ち着いた状態で推移し、各種のデータから見てもきわめて静穏な状態が継続しております。

しかしながら、規模の大きな地震による溶岩ドームの崩落による危険性も残っているため、今後も注意深く見守っていく必要があります。

このような沈静化の状況と、今後の復興に向けて、今回は次のような措置をとることにいたしました。

### 記

#### 島原市

##### 1. 警戒区域設定期限の延長について

現在の警戒区域につきましては、その設定期限を1年間延長し、平成26年3月31日正午までといたします。

#### 雲仙市

##### 1. 警戒区域設定期限の延長について

現在の警戒区域につきましては、その設定期限を1年間延長し、平成26年3月31日正午までといたします。

#### 南島原市

##### 1. 警戒区域設定期限の延長について

現在の警戒区域につきましては、その設定期限を1年間延長し、平成26年3月31日正午までといたします。

以上が今回の措置であります。

しかしながら、火山活動の状況または、各種防災工事の進展等により安全性が確保される等、状況の変化によっては、この措置を変更することもありますので、住民の皆様は、今後とも市や関係防災機関及び報道関係の情報にも十分に注意して対処されますようお願いいたします。